

三重労働局ホームページにおける公示に関する掲載箇所について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が令和6年3月31日より施行されており、最低賃金法施行規則第7条（最低賃金審議会の意見の要旨の公示）についても改正されています。

令和6年3月31日以降、以下の①～③の公示については、労働局のホームページに掲載するとともに、掲示板に掲示することにより行います。

なお、答申日中の労働局ホームページへの掲載が時間的余裕がなく困難な場合などは、労働局掲示板への掲示を優先して行うことで、同日中の公示を実施します。

- ① 諮問後の関係労働者又は使用者の意見聴取に係る公示
- ② 最低賃金審議会の最低賃金の決定等に係る意見の公示
- ③ 労働者代表委員、使用者代表委員の推薦公示

三重労働局ホームページ（トップページ）

